

○電気通信事業法

平成八年四月一日以降有効な規定

改正法令一覧

・電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成七・五・二
二法二六) 本則条(平成八・五・二)施行

(登録の拒否)

第二十一条(略)

第二十三条(略)

第二十五条(略)

第二十七条(略)

第二十九条(略)

第三十一条(略)

第三十三条(略)

第三十五条(略)

第三十七条(略)

第三十九条(略)

第四十一条(略)

第四十三条(略)

第四十五条(略)

第四十七条(略)

第四十九条(略)

第五十一条(略)

第五十三条(略)

第五十五条(略)

第五十七条(略)

第五十九条(略)

第六十一条(略)

第六十三条(略)

第六十五条(略)

第六十七条(略)

第六十九条(略)

第七十一条(略)

第七十三条(略)

第七十五条(略)

第七十七条(略)

第七十九条(略)

第八十一条(略)

第八十三条(略)

第八十五条(略)

又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該廃止又は廃止しようとする電気通信事業者の利用者(電気通信事業者との間に電気通信設備の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ)に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小ないものは、この限りでない。

第二十六条(略)

第二十八条(略)

第三十条(略)

第三十二条(略)

第三十四条(略)

第三十六条(略)

第三十八条(略)

第四十条(略)

第四十二条(略)

第四十四条(略)

第四十六条(略)

第四十八条(略)

第五十条(略)

第五十二条(略)

第五十四条(略)

第五十六条(略)

第五十八条(略)

第六十条(略)

第六十二条(略)

第六十四条(略)

第六十六条(略)

第六十八条(略)

第七十条(略)

第七十二条(略)

第七十四条(略)

第七十六条(略)

第七十八条(略)

第八十条(略)

第八十二条(略)

第八十四条(略)

第八十六条(略)

第八十八条(略)

第九十条(略)

第九十二条(略)

第九十四条(略)

第九十六条(略)

第九十八条(略)

第一百条(略)

第一百零二条(略)

第一百零四条(略)

第一百零六条(略)

第一百零八条(略)

第二十六条(略)

第二十八条(略)

第三十条(略)

第三十二条(略)

第三十四条(略)

第三十六条(略)

第三十八条(略)

第四十条(略)

第四十二条(略)

第四十四条(略)

第四十六条(略)

第四十八条(略)

第五十条(略)

第五十二条(略)

第五十四条(略)

第五十六条(略)

第五十八条(略)

第六十条(略)

第六十二条(略)

第六十四条(略)

第六十六条(略)

第六十八条(略)

第七十条(略)

第七十二条(略)

第七十四条(略)

第七十六条(略)

第七十八条(略)

第八十条(略)

第八十二条(略)

第八十四条(略)

第八十六条(略)

第八十八条(略)

第九十条(略)

第九十二条(略)

第九十四条(略)

第九十六条(略)

第九十八条(略)

第一百条(略)

第一百零二条(略)

第一百零四条(略)

第一百零六条(略)

第一百零八条(略)

第一百十條(略)

用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

第三十二条(略)

第三十四条(略)

第三十六条(略)

第三十八条(略)

第四十条(略)

第四十二条(略)

第四十四条(略)

第四十六条(略)

第四十八条(略)

第五十条(略)

第五十二条(略)

第五十四条(略)

第五十六条(略)

第五十八条(略)

第六十条(略)

第六十二条(略)

第六十四条(略)

第六十六条(略)

第六十八条(略)

第七十条(略)

第七十二条(略)

第七十四条(略)

第七十六条(略)

第七十八条(略)

第八十条(略)

第八十二条(略)

第八十四条(略)

第八十六条(略)

第八十八条(略)

第九十条(略)

第九十二条(略)

第九十四条(略)

第九十六条(略)

第九十八条(略)

第一百条(略)

第一百零二条(略)

第一百零四条(略)

第一百零六条(略)

第一百零八条(略)

第一百十條(略)

第一百零二条(略)

第一百零四条(略)

手数料

第七四条① 電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、第六八条の第三項の規定により登録を受けようとする者は第六八条の六第三項の規定により変更登録を受けようとする者、第六十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者、第六十八条第二項の規定により登録の更新を受けようとする者、第九十一条第一項の規定により技術基準適合認定を受けようとする者は、第九十一条において準用する第九十二条

者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

② 略

第一七九条① 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第六十四条第二項に規定する通信を含む）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

②③ 略

第一八六条 往書略

一、二 略

三、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第二項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む）、第四十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）、第四十四条の二第二項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条又は第百二十一条第二項の規定による命令又は処分に違反した者

四、六 略

第一八八条 往書略

一、第十七条第二項、第十八条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項若しくは第二項、第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む）、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第百八条第三項、第百二十条第四項（第百二十二条第四項において準用する場合を含む）又は第百一十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、四 略

新五 改正により追加

五、十六 略 改正後の六、十七

第一九一条 往書略

二、第三十条第五項、第三十三条第十三項又は第三十四条第六項の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者

三 略